



応募者の適性・能力を基準とし 公正な採用選考を行っ

就職差別につながるおそれがある14事項

本人に責任のない 事項の質問

本籍·出生地

家族

住宅状況

生活環境・家庭環境など

本来自由であるべき事項の質問

宗教

支持政党

人生観・生活信条など

尊敬する人物

思想

労働組合(加入状況や活動歴など)、

学生運動などの社会運動

購読新聞・雑誌・愛読書など

採用選考の方法

身元調査などの実施

本人の適性・能力に関係ない事 項を含んだ応募書類の使用

合理的・客観的に必要性が認め られない採用選考時の健康診

断の実施



※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください

その質問 実は、、、

就職差別につながるおそれがある14事項をご確認ください

●本人に責任のない事項の質問

- ① 本籍・出生地
- ② 家族(職業、続柄、健康、病歴、地位、学歴、収入、資産など)
- ③ 住宅状況(間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など)
- ④ 生活環境・家庭環境などに関すること

(例)・次の面接に進む前に、戸籍謄本を提出してください・ご家族のお仕事について教えてください

●本来自由であるべき事項の質問 (思想・信条にかかわること)

- ⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など
- ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想
- ⑩ 労働組合(加入状況や活動歴など) 学生運動などの社会運動に関すること
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

(例)・先日行われた選挙にはいきましたか・あなたの愛読書があれば教えてください

●採用選考の方法

- ② 身元調査などの実施
- ③ 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
- (4) 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

就職活動中の皆さまへ

上記に該当するような不適切な書類の記入を求められたり、不適切な質問をされた場合は、最寄りのハローワーク(中学生・高校生の方は学校)に相談してください。

企業の皆さまへ

応募者の人権を尊重した「公正な採用選考」を行ってください。

- ※「公正な採用選考」の基本は、①応募者に広く門戸を開くこと、②本人の持つ適性・能力に基づいた採用基準とすることです。
- ※SNS投稿の調査などは、思想及び信条等の適性・能力以外に関する個人情報の収集につながるおそれがあります。
- ※採用選考に必要のない個人情報(適性・能力以外の情報)を収集することは職業安定法に違反し、改善命令や罰則(6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が適用される場合があります。

▶厚生労働省ホームページ

「公正な採用選考を目指して」(公正採用選考に関するQ&Aや解説動画を掲載) 【URL】https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/

